

鳴門市わくわく移住支援事業プラス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島新未来創生総合計画及び鳴門市総合戦略「なると未来づくり総合戦略2025」に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、徳島県と共同して行う徳島わくわく移住支援事業プラスにおいて、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県をいう。以下同じ。）から本市に移住・定住した者が、徳島わくわく移住支援事業プラス実施要領（以下「県実施要領」という。）第3条に規定する移住支援事業の要件を満たす場合に、予算の範囲内で移住支援金又は就職応援金（以下、「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号）、鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）、県実施要領、法令等に定めるところによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金額)

第2条 移住支援金の補助金額は、単身世帯の者の申請の場合にあっては30万円、2人以上の者が属する世帯（以下「複数世帯」という。）の申請の場合にあっては50万円とし、18歳未満の世帯員（申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満の者であって、配偶者を除く。）を帯同して移住する場合は、1人につき50万円を加算する。

2 就職応援金の補助金額は、30万円とする。

(対象者要件)

第3条 支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の第1号に定める要件を満たすもののうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当すること。

(1) 移住等に関する要件

移住支援金の申請をする場合にあっては、次に掲げるア、イ及びカの要件に該当し、かつ、複数世帯の申請をする場合にあってはウの要件を満たすものとし、就職応援金の申請をする場合にあっては、次に掲げるエ、オ及びカの要件に該当すること。

ア 移住元に関する次の要件のうち、いずれにも該当すること。（移住支援金）

(ア) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、大阪圏に在住し、同圏内の事業所等へ勤務（雇用者としての勤務の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての勤務に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、大阪圏内に在住していたこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、大阪圏に在住しつつ、同圏内の大学等へ通学し、同圏内の企業等へ就職し、勤務した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する次の要件のうち、いずれにも該当すること。（移住支援金）

（ア） 本市に転入したこと。

（イ） 移住支援金の申請時において、本市に転入後１年以内であること。

（ウ） 本市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 複数世帯に関する次の要件のうち、いずれにも該当すること。（複数世帯向けの金額を申請する場合のみ）（移住支援金）

（ア） 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（イ） 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（ウ） 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、転入したこと。

（エ） 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において本市に転入後１年以内であること。

（オ） 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ 移住元に関する次の要件のうち、いずれにも該当すること。（就職応援金）

（ア） 大学又は大学院の卒業・修了年度において、大阪圏内に本部がある大学等の同圏内のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。

（イ） 本市に住民票を移す直前に、連続して１年以上、大阪圏内に在住していたこと。

オ 移住先に関する次の要件のうち、いずれにも該当すること。（就職応援金）

（ア） 本市に転入したこと。

（イ） 就職応援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。

（ウ） 本市に、就職応援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

カ その他次の要件のうち、いずれにも該当すること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 徳島県が実施する「徳島県医師・看護職員移住支援金」の支給を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。

（エ） 申請者は（複数世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、徳島県及び本市

が認める場合を除く。

- (オ) その他徳島県又は本市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が徳島県に所在すること。
- (イ) 就業先が、徳島県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人等（以下「支援金対象法人等」という。）であること。
- (ウ) 対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援金対象法人等に就業していること。
- (オ) マッチングサイトにイの求人が支援金の対象として掲載された日以降に当該求人に応募したものであること。
- (カ) 当該就職先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が徳島県に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるアの要件のうちいずれかに該当し、かつイの要件のうちいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 鳴門市の移住体験事業（「半農半X」推進シェアハウス事業等）に参加経験を有する者

(イ) 鳴門市の移住起業推進事業（NARUTO BOOT CAMP等）に参加経験を有する者

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業及び保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光への業種に就業する者

(イ) 起業し、鳴門市内に事業所を設置する者

(5) 起業に関する要件

申請日から1年以内に徳島県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けていること。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、その交付を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 鳴門市わくわく移住支援事業プラス補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 写真付き身分証明書の写し
- (3) 移住元の住民票の除票の写し（複数世帯向けの申請をしようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の移住元の住民票の除票の写し）
- (4) 支援金の振込先の預金通帳等、確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る。）
- (5) 在留資格を証明する書類（申請者が日本国籍を有しないときに限る。）
- (6) 就業した者、又は専門人材にあっては、就業証明書（様式第2号）（申請者が第3条第2号及び同条第4号イ(ア)の要件に基づき申請するときに限る。）
- (7) テレワークの導入を行った者にあっては、就業証明書（様式第2号の2）
- (8) 開業届等、本市で起業したことが確認できる書類（申請者が第3条第4号イ(イ)の要件に基づき申請するときに限る。）
- (9) 徳島県の創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定通知書の写し（申請者が第3条第5号の要件に基づき申請するときに限る。）
- (10) 申請者が第3条に定める対象者要件のうち、大阪圏内への通勤者である場合は、勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (11) 申請者が第3条に定める対象者要件のうち、大阪圏内に通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、履歴事項全部証明書、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認出来る書類
- (12) 在学証明書など大阪圏内の大学等への通学や卒業年次であることの確認できる書類（就職応援金の申請者に限る。）
- (13) 業務委託契約書等申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して

行うことが確認できる書類(申請者が第3条第3号の要件に基づき申請かつ個人事業主であるときに限る。)

(14) 開業届の写し又は確定申告書の写し(申請者が第3条第5号の要件に基づき申請するときに限る。)

(15) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(申請者が第3条第5号の要件に基づき申請するときに限る。)

(16) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは速やかに鳴門市わくわく移住支援事業プラス補助金交付決定通知書(様式第3号)により、審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付を行わないときは、鳴門市わくわく移住支援事業プラス補助金交付不可決定通知書により、通知する。
(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請時から3か月以内に支援金の交付を行う。
(報告及び立入調査)

第7条 支援金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月31日までに現況届(様式第4号)に住民票の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2号、同条第3号及び同条第4号イ(ア)の要件に基づき支援金を申請した者は、申請してから1年を経過した後、前項に規定する現況届の提出に合わせ就業証明書を市長に提出しなければならない。

3 支援金の交付を受けた者が、一時的な勤務、転勤、出向又は、研修等により、一時的に本市を1か月以上の長期にわたって転出する場合には一時的な勤務、転勤、出向又は、研修等で他の市区町村へ転出することの証明書(様式第5号)を市長に提出し、長期転出をするときは市長の了解を得なければならない。

4 支援金の申請日から5年を経過するまでは、支援金の支給を受けた者が、本市から転出しようとする場合(前項に規定する転出を除く。)は、市長に対し、転出報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

5 徳島県及び本市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請が明らかになった場合

(2) 本市から転出した場合

(3) 第3条第2号の就業において、支援金の申請日から1年以内に、支援金の要件を満たす職を辞した場合、又は自己の責めにより解雇された場合

(4) 第3条第5号の交付決定を取り消された場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、鳴門市わくわく移住支援事業プラス補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（返還請求）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 第3条第2号の就業において、支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合、又は 自己の責めにより解雇された場合

エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、徳島県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年3月31日以前に住民票を移した対象者については、なお従前の例による。